

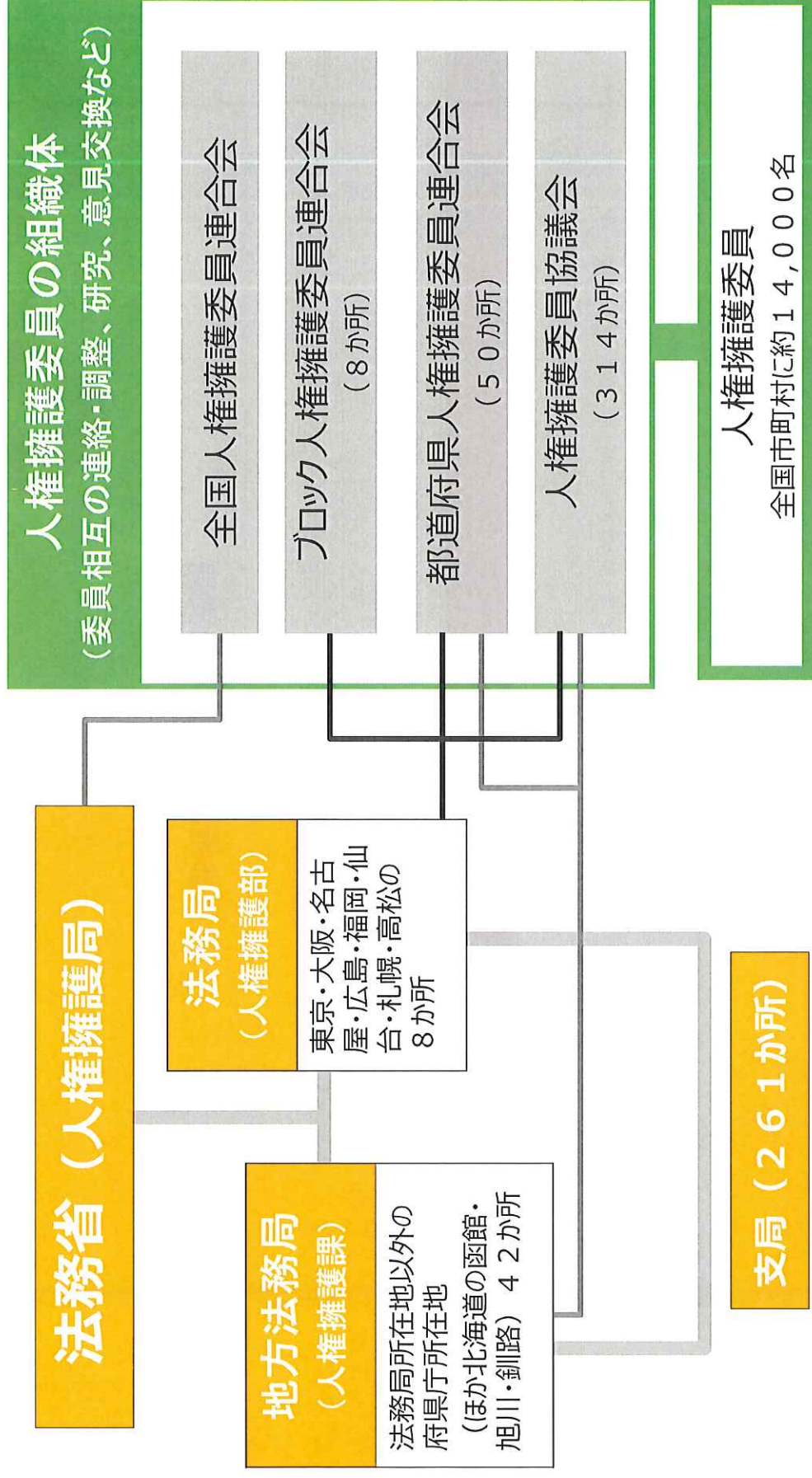
令和7年度第1回代表者会議資料

「法務局における児童虐待防止に係る取組について」

京都地方法務局宇治支局



組織図 (令和6年4月1日現在)



人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・ 人権教室
- ・ 人権の花運動
- ・ 企業研修
- ・ シンポジウム、講演会
- ・ テレビ、ラジオ等による放送
- ・ 新聞、広報誌への掲載
- ・ インターネット広告
- ・ ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

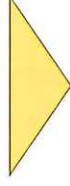
- ・ 面談（常設／特設相談所）
- ・ 電話（みんなの人権110番等）
- ・ メール（SOS-eメール）
- ・ 手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・ チャット（LINEじんけん相談等）

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとで問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・ 援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・ 調整：当事者間の関係調整
- ・ 要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・ 説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示など

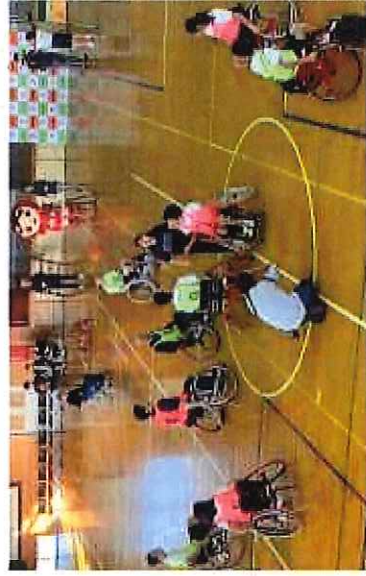


人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」

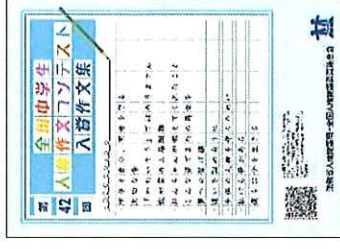
人権教室の実施

- ・ 小中学生を中心に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施
- ・ 令和5年度は、延べ約99万人を対象に実施
- ・ 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、様々な民間団体等と連携・協力して、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権教室も広く実施
- ・ SNSを使用したいじめなど、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施



全国中学生人権作文コンテストの実施

- ・ 作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、昭和56年度から実施
- ・ 令和6年度は、約73万人が参加
- ・ 入賞作文集や、作文を題材とした啓発動画などを配布・配信



啓発冊子・動画の活用

- ・ いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を配布・配信



人権の花運動の実施

- ・ 花の種子等をこどもたちが協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、昭和57年度から実施・令和5年度は約42万人が参加



人権啓発	人権相談	調査・救済
国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動	いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動	人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとで問題解決を図る活動
様々な活動手法 ・人権教室 ・人権の花運動 ・企業研修 ・シンポジウム、講演会 ・テレビ、ラジオ等による放送 ・新聞、広報誌への掲載 ・インターネット広告 ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表	多様な相談ツール ・面談（常設／特設相談所） ・電話（みんなの人権110番等） ・メール（SOS-eメール） ・手紙（こどもの人権SOSミニレター） ・チャット（LINEじんけん相談等）	人権侵犯事件の措置 ・援助：関係機関等の紹介、法律上の助言 ・調整：当事者間の関係調整 ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請 ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示など



人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

法務局におけるこどもの人権相談窓口



こどもの人権110番（全国共通・通話料無料） 0120-007-110

- ・「いじめ」や体罰、虐待等、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
- ・電話は、最寄りの法務局につながらず、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、こどもが相談しやすい体制を整備
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和6年度は、令和6年8月21日（水）～同年8月27日（火）に実施）。

（こどもの人権SOSミニレターへの事例追加）

こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

- ・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信



こどもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

- ・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

チャット人権相談（LINEじんけん相談等）

- ・こどもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、LINEによる人権相談を実施
- ・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間において、平日の相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も相談に応じる。
- ・携帯電話を持たないこどもからの相談需要に対応するため、令和6年9月から、GIGAスクール構想による1人1台端末からも人権相談を可能とする。

- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。

1 子どもの権利擁護に関する取組

- ・民法の懲戒権に関する規定等の見直し

……資料1

2 児童虐待の発生予防・早期発見に関する取組

- ・人権擁護機関(法務局及び人権擁護委員)における人権啓発活動や

「こどもの人権SOSミニレター」等の人権相談

……資料2

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に関する取組

- ・人権擁護機関(法務局及び人権擁護委員)における人権侵犯事案の調査救済

…資料2

懲戒権に関する規定等の見直し(民法(親子法制)等の改正に関する法律(※)による見直し)

法務省民事局
令和5年4月

※ 令和4年12月10日成立、同月16日公布(懲戒権に関する規定等の見直しについては、公布日から施行)

改正前の規律

監護教育権(民法820条)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

改正前民法822条 懲戒権

親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。

- ・児童虐待の口実に使われることがある。
- ・懲らしめ、戒めるといふ強力な権利であるとの印象を与える。

改正後の規律

監護教育権(民法820条・改正なし)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

具体化・明確化

新民法821条 監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規律

子の人格を尊重

子の年齢及び発達の
程度に配慮

体罰その他の子の心身の
健全な発達に有害な影響を
及ぼす言動を禁止

改正前民法822条 ~~懲戒権 (※)~~

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる。

- 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護及び教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。【新児福祉法33条の2第2項、47条3項、新児童虐待防止法14条1項関係】

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

人権相談・調査救済活動

- 全国の法務局において、こどもをめぐる様々な人権問題について、こどもが相談しやすいよう、様々な形で人権相談に応じているほか、人権相談等を通じ、児童虐待を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

〔具体的施策の例〕

- ・ 全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「こどもの人権SOSミニレター」
- ・ 専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル・全国共通）の設置・広報
- ・ インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」の設置・広報
- ・ チャットによる人権相談窓口「LINEじんけん相談」の設置・広報 など



〔関係機関との連携〕

- ・ 児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載

※ 就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局においては、様々な形による人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

【具体的な対応事例：中学生に対する虐待事案】

中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。その結果、当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。

【具体的な対応事例：中学生に対する虐待事案】

中学生の生徒が、親から、殴る、蹴るなどの虐待を受けており、保護して欲しいとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。法務局は、直ちに当該生徒がいる場所の最寄りの警察署に連絡し、当該生徒は警察により速やかに保護された。さらに、警察からの連携により、相談翌日には児童相談所が当該生徒を保護するに至っており、当該生徒の身体の安全が速やかに図られた。

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関する取組について

人権啓発活動

- 「こどもの人権を守るう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等並びに啓発動画の貸出し及び配信等の啓発活動を行っている。人権教室は、こどもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動。

〔具体的施策の例〕

- ・ 人権啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」の貸出し及び配信
- ・ 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」の配信
- ・ 児童虐待、高齢者虐待、DVを含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進
- ・ 児童の権利に関する条約の内容を平易に解説した啓発冊子「よくわかる！ こどもの権利条約」を作成及び活用した人権啓発活動の推進

〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 幼稚園、小学校、中学校等において、児童・生徒、未就学児童を対象に「人権教室」を実施

(単位:人)

	人権教室参加者数
令和3年度	620,846
令和4年度	831,383
令和5年度	986,672



令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施結果

全国の法務局・地方法務局及び各都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、「こどもの人権SOSミニレター（料金受取人私の便箋兼封筒）」を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、親や学校など身近な人にも相談することのできないこどもたちの悩みのことを把握し、学校や関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題を解決する方策の一つとして取り組んでいます。

学年別相談内容内訳(単位:件)

	受理										
	小学校 1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学校 1年生	2年生	3年生	不明	計
体罰	1	1	3	2	11	2	0	2	3	1	26
いじめ	238	394	457	423	230	185	52	60	49	38	2,126
虐待	14	16	40	57	50	56	27	27	21	4	312
その他	593	763	776	785	635	624	256	231	206	178	5,047
計	846	1,174	1,276	1,267	926	867	335	320	279	221	7,511

※1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として計上している。

年度別相談内容内訳(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体罰	61	37	36	35	26
いじめ	5,546	2,368	3,080	2,125	2,126
虐待	566	451	395	311	312
その他	9,421	7,848	7,683	6,239	5,047